

「農林水産業・地域の活力創造本部」等における 検討状況について

平成25年10月

農林水産省

「攻めの農林水産業推進本部」の組織・開催状況について

本部長 林 農林水産大臣
副本部長 江藤 農林水産副大臣
吉川 農林水産副大臣
本部長補佐 小里 農林水産大臣政務官
横山 農林水産大臣政務官
本部事務局長 農林水産事務次官
本部員 農林水産審議官
官房長
総括審議官
総括審議官(国際)
技術総括審議官
全局庁等の長

1. 第1回(平成25年1月29日)
 - ①攻めの農林水産業推進本部を立ち上げ
 - ②現場の声を聞き「現場の宝」を磨くよう林大臣より指示
2. 第2回(平成25年3月26日)
 - ①「現場の宝」事例について各局庁より報告
 - ②現場の宝を踏まえた9課題について、施策の展開方向をまとめるよう林大臣より指示
3. 第3回(平成25年4月19日)

「現場の宝」を踏まえた施策の具体化に当たって9課題に関する施策の展開方向について担当局より報告
4. 第4回(平成25年7月2日)
 - ①「攻めの農林水産業」の具体化に向けた9課題毎の検討状況について担当局より報告
 - ②官邸本部の設置等を踏まえてあらためて整理した「主要検討事項」について、施策の具体化や検討を深化するよう林大臣より指示
5. 第5回(平成25年8月8日)
 - ①国別・品目別輸出戦略の状況について担当局より報告
 - ②他省庁との連携施策の検討状況について担当局より報告
 - ③官邸本部における総理指示を踏まえた検討の加速化等について林大臣より指示
6. 第6回(平成25年9月13日)
 - ①他省庁との連携施策の進捗状況について報告
 - ②新品種・新技術の開発・保護・普及方針の中間とりまとめについて報告
 - ③他省庁との連携施策の深化と新品種・新技術の開発・保護・普及方針の年内最終とりまとめについて林大臣より指示

「農林水産業・地域の活力創造本部」の組織・開催状況について

本部長 安倍 内閣総理大臣

副本部長 菅 内閣官房長官

林 農林水産大臣

本部長 麻生 財務大臣

新藤 総務大臣

下村 文部科学大臣

田村 厚生労働大臣

茂木 経済産業大臣

太田 国土交通大臣

石原 環境大臣

根本 復興大臣

山本 内閣府特命大臣

(沖縄及び北方対策)

森 内閣府特命大臣

(消費者及び食品安全)

甘利 経済再生担当大臣

兼内閣府特命大臣

(経済財政政策)

稲田 内閣府特命大臣

(規制改革)

1. 第1回(平成25年5月21日)

①「農林水産業・地域の活力創造本部」を立ち上げ

②「攻めの農林水産業」の具体化の方向(第7回産業競争力会議資料)について林大臣から説明

2. 第2回(平成25年6月18日)

①これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況について林大臣から説明

②関係者ヒアリング((株)ローソン 新浪社)

3. 第3回(平成25年6月25日)

関係者ヒアリング
・氷見市農業協同組合 川上組合長
・グリーンリーフ(株)及び(株)野菜くらぶ 澤浦代表取締役

4. 第4回(平成25年8月8日)

①総理より、今後の検討に当たっての3つの指示

②各府省が連携して取り組むべき検討課題について整理

③「農林水産業・地域の活力創造プラン」取りまとめ(11月末目途)に向けたスケジュール

5. 第5回(平成25年9月12日)

関係者ヒアリング
・銘建工業(株) 中島浩一郎代表取締役
・協和木材(株) 佐川広興代表取締役
・いとう漁業協同組合 日吉直人代表理事専務
・東町漁業協同組合 山下伸吾参事

6. 第6回(平成25年10月4日)

①農地中間管理機構(機構)に係る規制改革会議の意見について

②農地中間管理機構(機構)に係る産業競争力会議の議論について

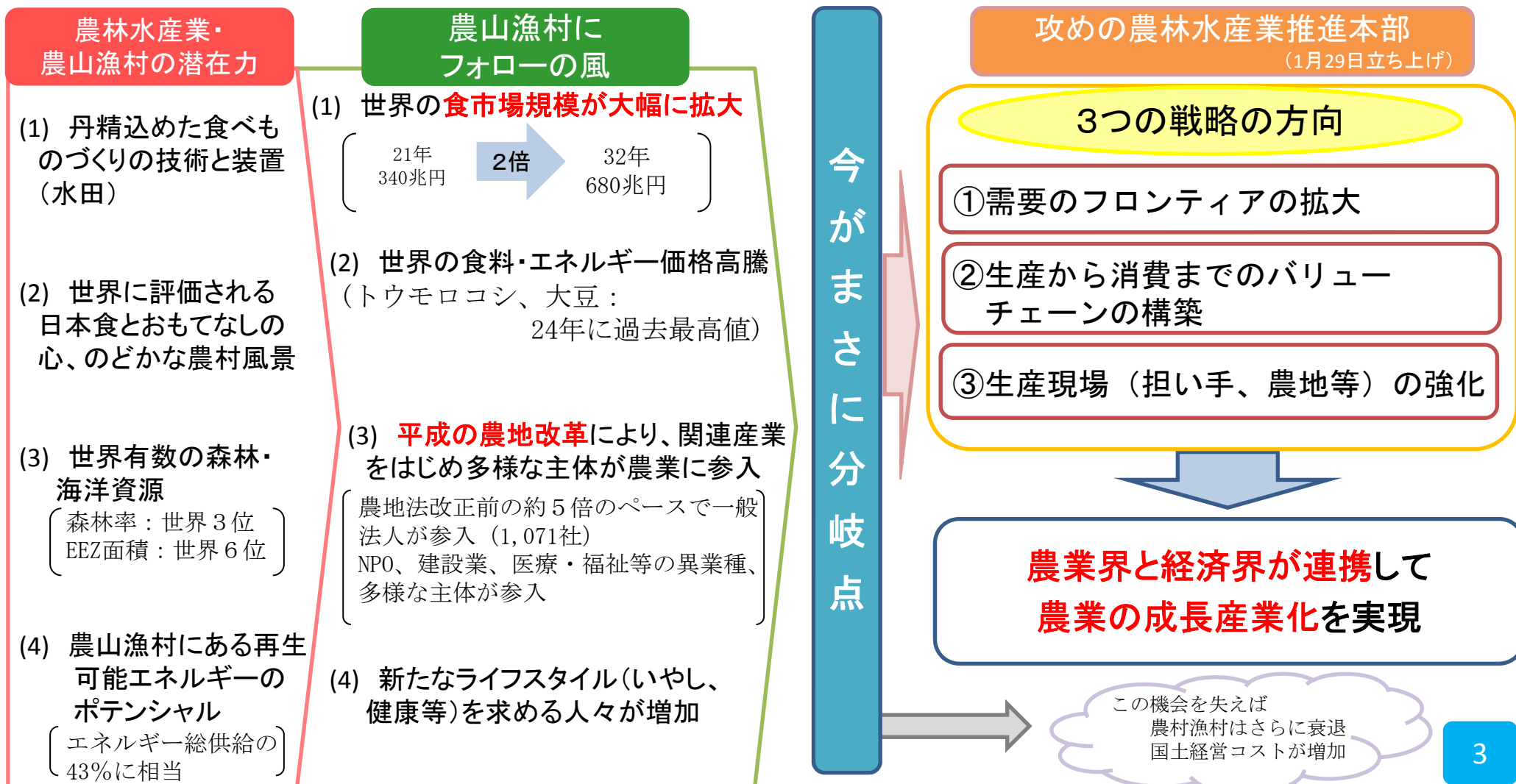
③上記意見・議論を踏まえた農地中間管理機構(仮称)の制度の骨格について決定

「攻めの農林水産業」の展開

第2回産業競争力会議(H25.2.18開催)
林大臣説明資料

今後、世界の食市場の規模が急速に拡大することや、国内のライフスタイルが大きく変化することを我が国農林水産業の好機ととらえ、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用。

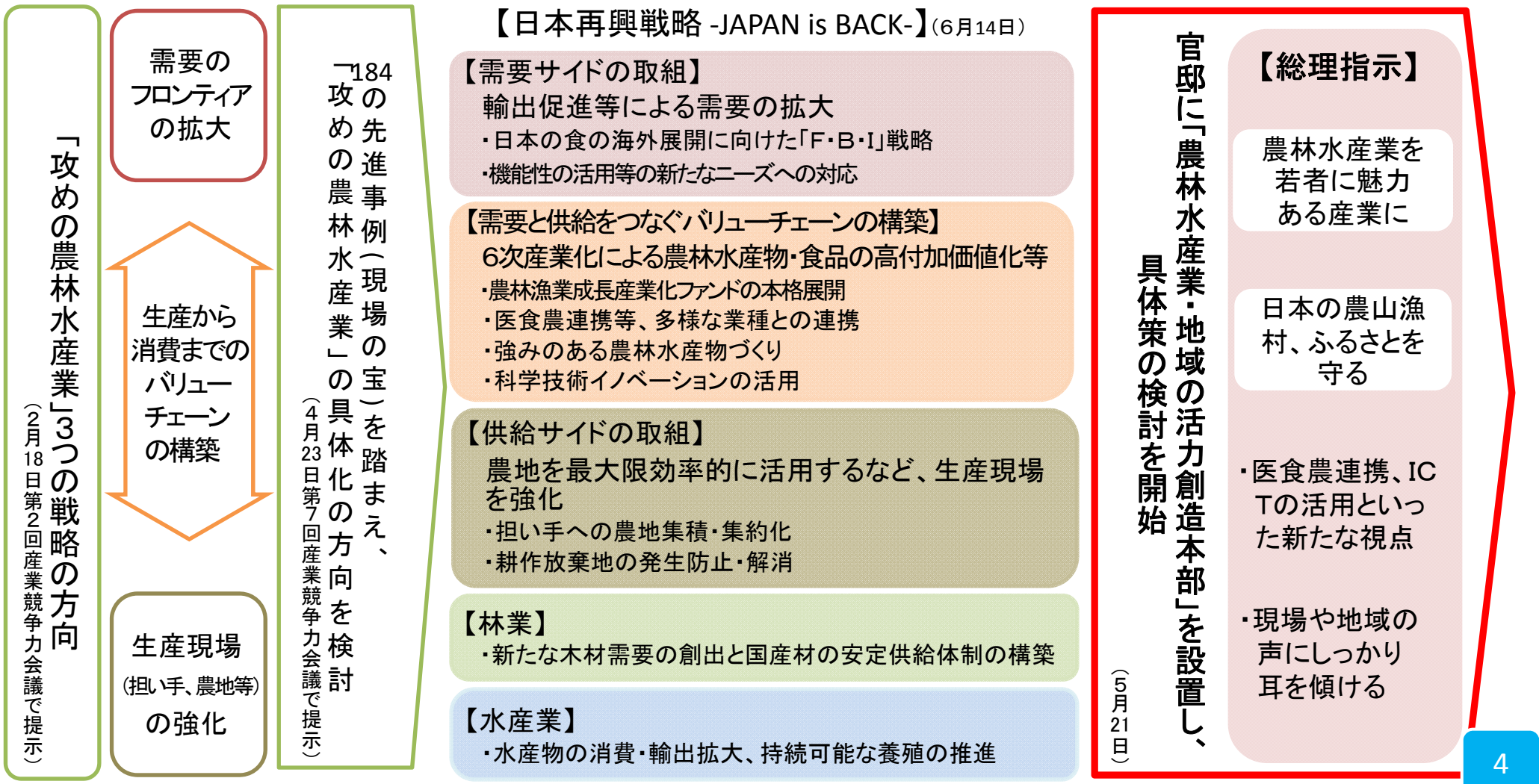
「攻めの農林水産業」を展開し、農林水産業を産業として強くしていく取組と、多面的機能の発揮を図る取組の両者を車の両輪として、一体的に進める必要。



これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況

第2回官邸本部(H25.6.18開催)
林大臣説明資料

これまで、①需要サイド、②供給サイド、③需要と供給をつなぐ、という3つの観点から、農林水産省内の「攻めの農林水産業推進本部」で把握した先進事例（現場の宝）を全国展開するための施策の具体化を進めてきたところ。



【現状等】

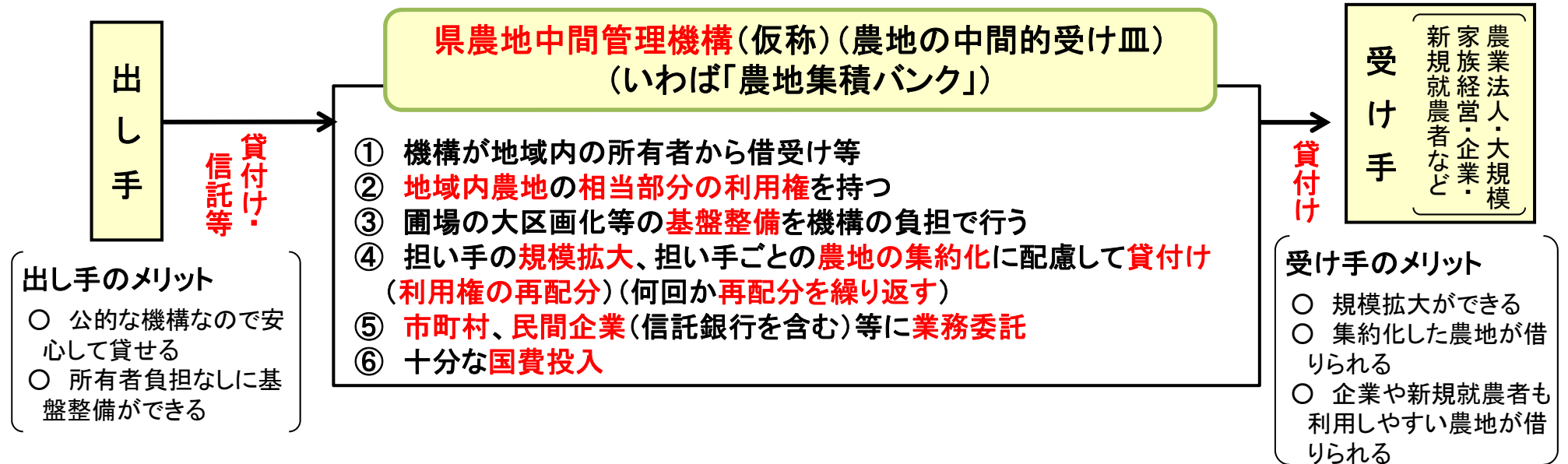
- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。



目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

スキーム

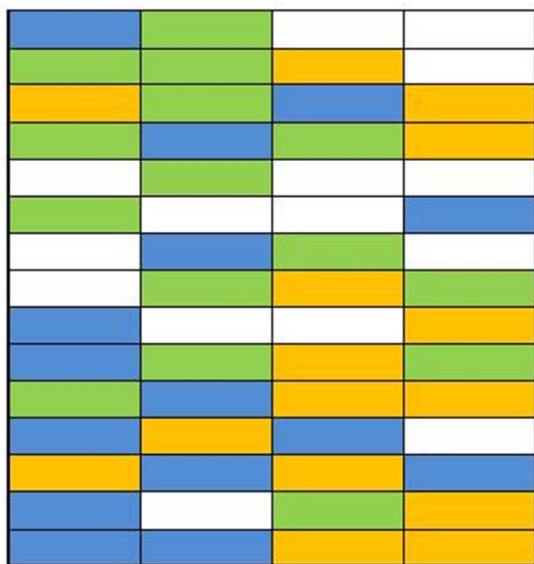


耕作放棄地対策の強化

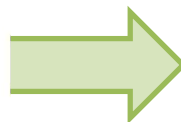
- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、中間的受け皿に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により中間的受け皿に利用権を設定。

農地の集約(イメージ)

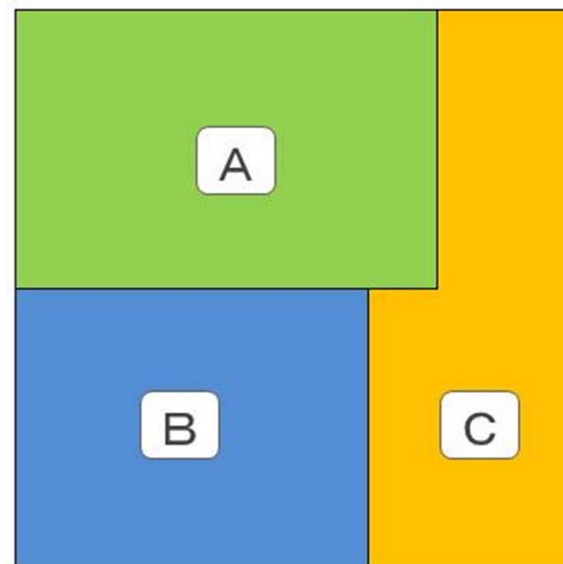
地域内の分散・錯綜した農地利用
＜1枚の圃場 30a区画＞



緑	A 農業法人	20ha
青	B 大規模家族経営	20ha
黄	C 企業	20ha
白	D その他の小規模家族経営	20ha
	(20経営体)	



担い手ごとに集約化した農地利用
＜1枚の圃場 1ha区画＞



A 農業法人	30ha (+10ha)
B 大規模家族経営	25ha (+5ha)
C 企業	25ha (+5ha)

農地の集積・集約化でコスト削減

(参考)平成の農地改革(21年農地法改正)の概要

所有と利用を分離し、「農地の有効利用」を軸として制度を再構築

- 農地の所有者等に適正・効率的な利用の責務を法定

農地集積の円滑化・遊休農地解消策の強化

- 出し手を代理して受け手を探し契約する組織(市町村公社等の農地利用集積円滑化団体)を整備
- 遊休農地について、所有者不明の場合は公告手続、指導・勧告等の手続を経て、裁定により強制的に利用権設定

一般企業の農業への参入

リース方式

- **参入の全面自由化**
 - ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して現状回復できる
 - ・ 農地価格は、収益価格(リース料の25年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況
- リース期間も最長50年に延長

所有方式

- 農地を所有できる農業生産法人の要件を大幅緩和
- | | |
|------------|--------------|
| 農業者等以外の出資者 | |
| ・1出資者当たり | → 廃止 |
| 1/10以下に制限 | |
| ・トータルで | → 加工業者等については |
| 1/4以下に制限 | 1/2未満まで緩和 |

[実績]

法改正後、約3年間で1,071法人がリース方式で参入(改正前(特区制度)の約5倍のペース)

※ なお、改正前の参入企業436のうち79は、採算が合わない等の事情で撤退したところ

[実績]

- 平成24年1月時点で加工業者等が出資している農業生産法人は、303法人で全体の11%
- その法人における加工業者等の出資比率が45%超は29法人で全体の10%のみ

(参考) 農地流動化のための組織の実績

- 平成21年改正で農地利用集積円滑化団体を整備し、実績も増加してはいるものの、受け手が見つからない場合は機能しないため、限界あり。
- 農地流動化を加速するには、受け皿の整備が不可欠。

農地利用集積円滑化団体(H22~)

役割

- 農地の出し手の代理人として、受け手を探し、契約を結ぶ市町村段階の団体

組織数

- 1,740団体
(市町村:3割、市町村公社:1割、農協:5割)

実績

H22 : 18,102ha
H23 : 32,049ha

農地保有合理化法人(S45~)

役割

- 農地の中間的受け皿となる県段階の団体

組織数

- 47法人(各都道府県農業公社)

実績

H15	11,524ha
H17	9,922ha
H20	13,097ha
H21	12,505ha
H22	7,947ha
H23	8,027ha

- ・ 離農農家等からの買入れ(所有権取得)が主眼
- ・ 多くの農家は所有権移転に消極的
- ・ 農地保有合理化法人も購入資金の制約、売却できない場合のリスクから消極的
- ・ 財政的支援が十分でない(12億円程度)ことから活動に限界

(2) 需要フロンティアの拡大

食文化・食産業のグローバル展開

- 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」(今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- このため、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進。



日本食文化の普及

日本食の普及を行う人材育成、
メディアの効果的活用等を各省連携して実施



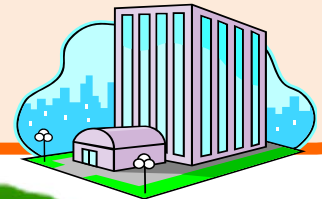
世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

日本食材と世界の料理界とのコラボレーション
※世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化
※中華料理の高級食材として輸出されるホタテ



日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- ① ビジネス環境の整備
- ② 人材育成
- ③ 出資による支援



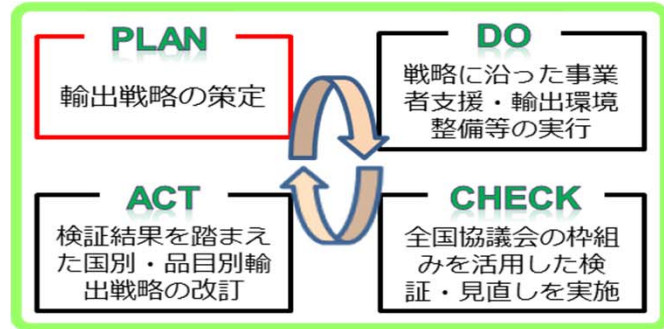
日本の農林水産物・食品の輸出 (Made IN Japan)

国別・品目別輸出戦略の実行
(全国協議会の枠組みを活用した検証・見直しを実施)



農林水産物・食品の輸出額を

2020年までに1兆円規模へ拡大



約4,500億円

水産物	1,700億円
加工食品	1,300億円
コメ・コメ加工品	130億円
林産物	120億円
花き	80億円
青果物	80億円
牛肉	50億円
茶	50億円

【2012年】

ブランディング、迅速な衛生証明書の発給体制の整備など
(EU、ロシア、東南アジア、アフリカなど)

「食文化・食産業」の海外展開に伴う日本からの原料調達増加など
(EU、ロシア、東南アジア、中国、中東、ブラジル、インドなど)

現地での精米や外食への販売、コメ加工品(日本酒等)の重点化など
(台湾、豪州、EU、ロシアなど)

日本式構法住宅普及を通じた日本産木材の輸出など
(中国、韓国など)

産地間連携による供給体制整備、ジャパン・ブランドの育成など
(EU、ロシア、シンガポール、カナダなど)

新規市場の戦略的な開拓、年間を通じた供給の確立など
(EU、ロシア、東南アジア、中東など)

欧米での重点プロモーション、多様な部位の販売促進など
(EU、米国、香港、シンガポール、タイ、カナダ、UAEなど)

日本食・食文化の発信と合わせた売り込み、健康性のPRなど
(EU、ロシア、米国など)

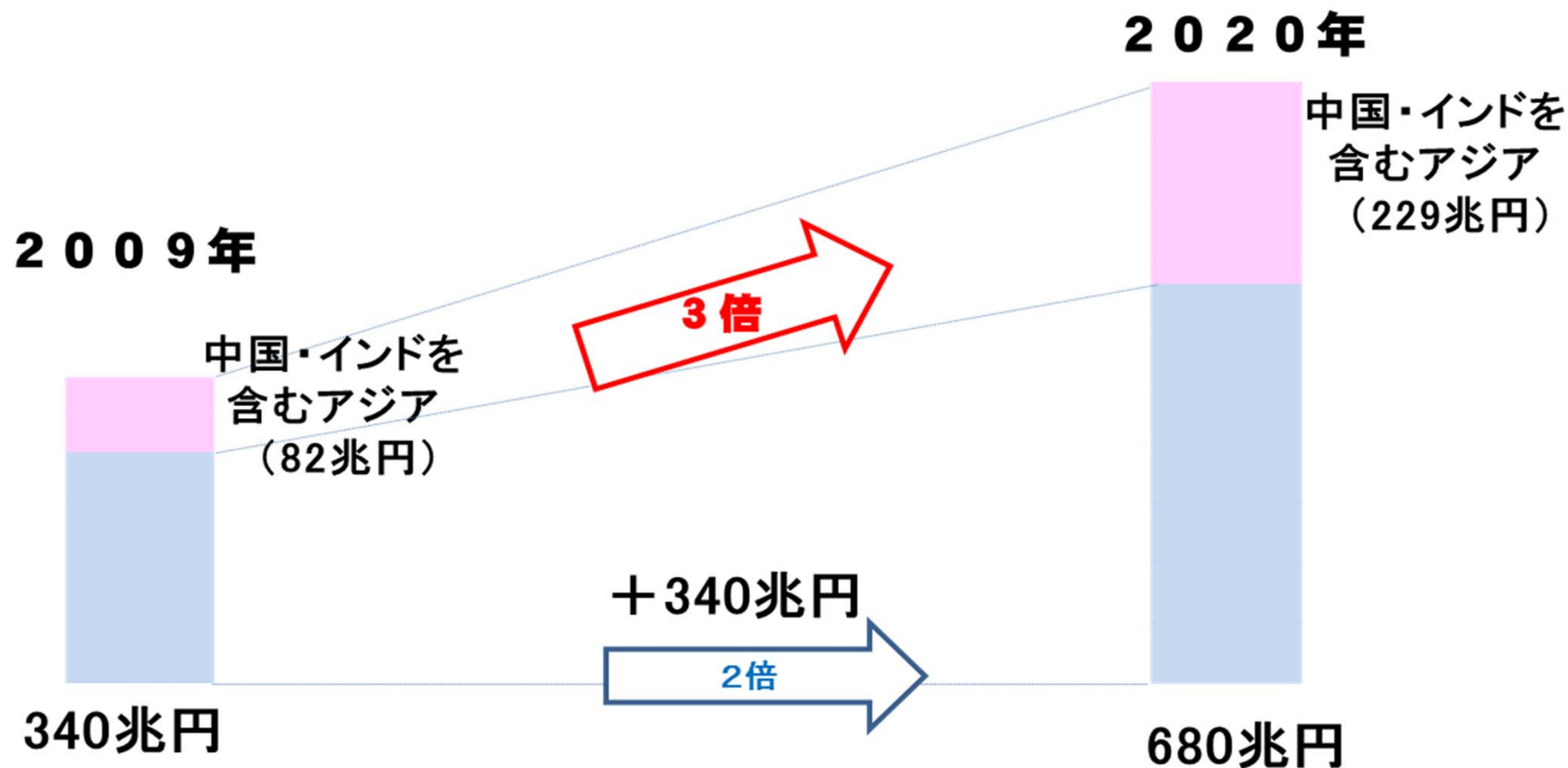
1兆円

水産物	3,500億円
加工食品	5,000億円
コメ・コメ加工品	600億円
林産物	250億円
花き	150億円
青果物	250億円
牛肉	250億円
茶	150億円

【2020年】

(参考)世界の食の市場規模(加工+外食)

- 現在340兆円の世界の食の市場規模は、2020年には680兆円に倍増。
- 特に、中国・インドを含むアジア全体で考えると、市場規模は、2009年の82兆円に比べ、229兆円へと約3倍増。



資料: ATカーニー社の推計を基に農林水産省作成

注1: 2009年為替平均値である1ドル94.6円で換算

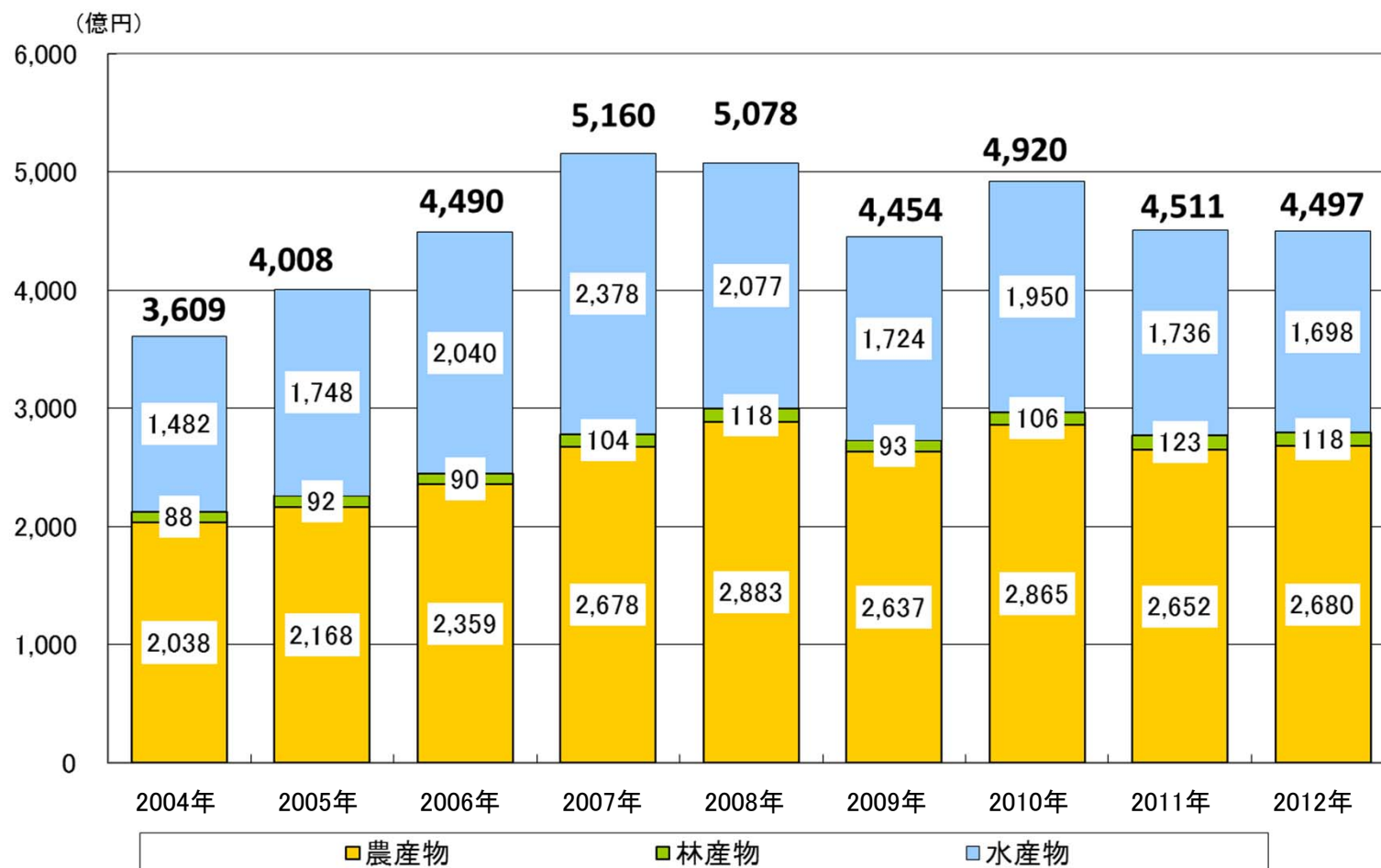
2: 中国・インドを含むアジアとは、中国、香港、韓国、インド、ASEAN諸国の合計

3: 市場規模に日本は含まない(日本は、58兆円(2009年)から67兆円(2020年)へと約1.2倍に拡大)

(参考) 農林水産物・食品の輸出額の推移

○ 最近の輸出は、景気の影響を受けつつも増加傾向を示してきたが、円高や原発事故の影響等により大きな落ち込み。

○ 我が国の農林水産物・食品の輸出額



資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省が作成

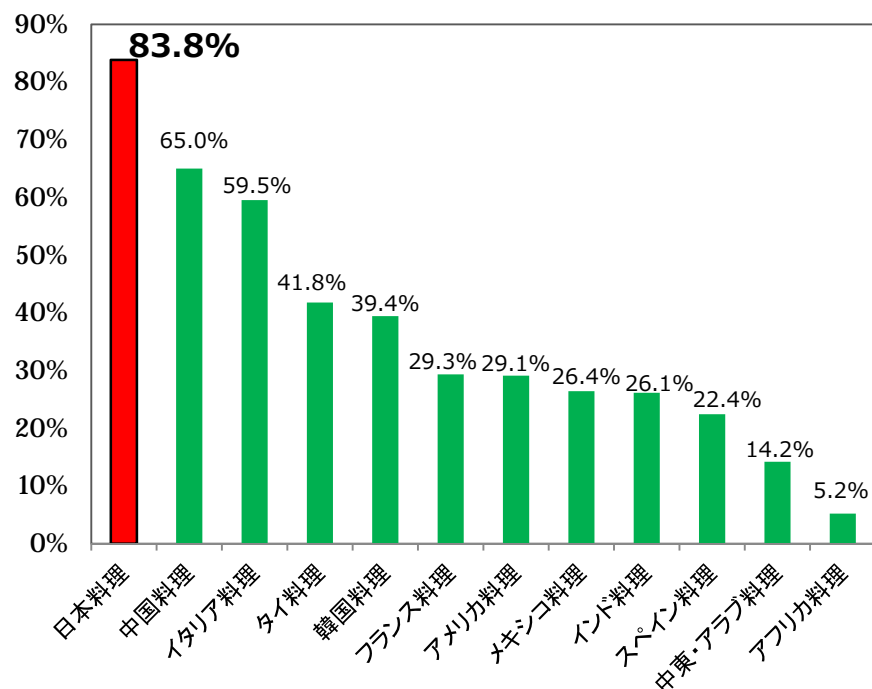
(参考) ジェトロアンケート(好きな外国料理)

- ジェトロの調査によると、「食」の人気が一番高いのは日本食。
- イタリアの輸出額は434億ドルだが、日本は51億ドル(いずれも2011年)。
- 日本は、「食」の人気は輸出に結びついていない。

好きな外国料理

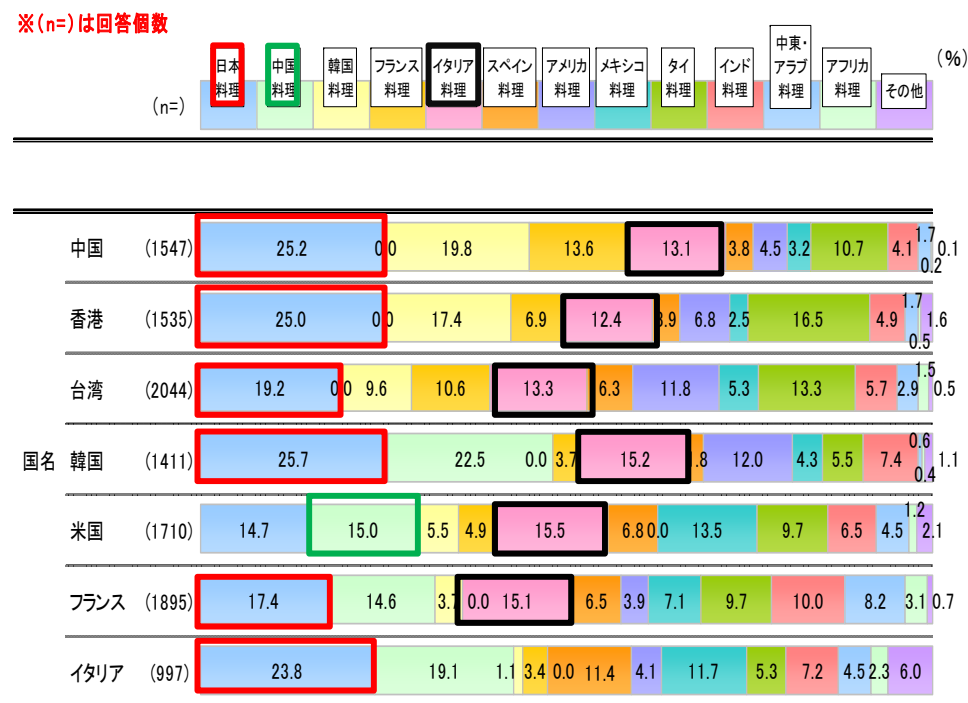
質問:「好きな料理かつ外食で食べる外国料理はどれですか(複数回答可)」

【図1】好きな外国料理(7カ国全体結果)



※【図1】は複数回答可としており、回答者数に対する回答個数の割合を示した。
なお、自国の料理は選択肢から除外

【図2】好きな外国料理(各国の結果)



※【図2】は複数回答可としており、総回答数に対する回答個数の割合を示した。

出典: ジェトロ「日本食品に対する海外消費者調査(中国、香港、台湾、韓国、米国、フランス、イタリア)」2013年3月5日公表

【現状等】

- 農業と食料関連産業の生産額は約95兆円(2009年度)にのぼり、全産業の11%。
- 6次産業の市場規模は、現在、1兆円。

6次産業化

- 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開(いわば「儲かる農業開拓ファンド」)

※ 現在までに31のサブファンドへの出資を決定

医食農連携など多様な業種との連携強化

- 健康に着目した農林水産物・食品の市場拡大による**健康長寿社会の実現**
 - ・ 食の科学的知見の体系化に向けた産学官の体制整備、都市別の食習慣と健康の関連性の調査、介護食品等機能性の高い食品の市場環境整備、薬用作物の国内振興と国産化のニーズに応えた産地形成、社会福祉法人等の農地を活用した研修・授産の促進
- 福祉、教育、観光等との連携を通じた**地域の活力の創造**(都市と農村の交流等)
- 地域の木質バイオマス、ICT等の利用等による**次世代施設園芸(植物工場)の検討**
 - ・ 施設園芸の化石エネルギー依存体質からの脱却、施設園芸の団地化と植物工場等の導入による大規模化・省エネ化

「強み」のある農林水産物づくり

- 我が国の農業の強みを活かすための**新品種・新技術の開発・保護・普及方針の策定等**に取り組む

- ・ 育成者権による保護と商標権による保護の組み合わせ等

福岡県 ラー麦
(ラーメン用小麦)



山形県 つや姫
(コメ)



再生可能エネルギーの活用

- 再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築
- バイオマスを活用した産業化とエネルギーの導入を推進

成果目標

2020年に6次産業の市場規模を10兆円とする。

(参考) 農林漁業・農山漁村から日本を元気に

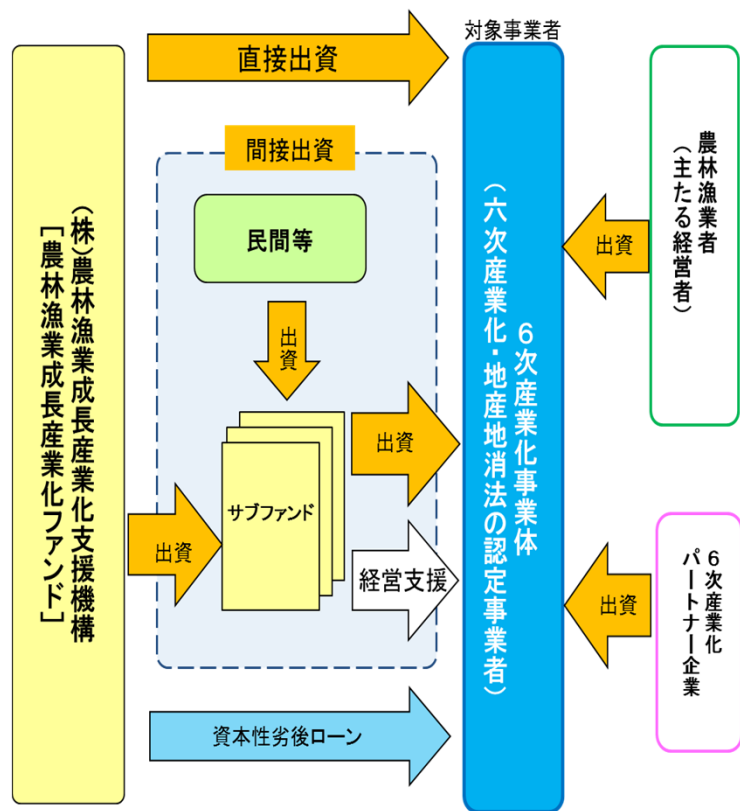
- 農山漁村は、農林水産物をはじめバイオマス、土地、水など様々な地域資源を豊富に有し、今後の経済成長へ向けた希少資源として、わが国の最大の強みのひとつ。
- しかし、1次産業と2次・3次産業の価値連鎖を結合する仕組みの弱さゆえ、そのポテンシャルが活かされていない状況。
- 農林漁業者と他産業との新たな連携を構築し、生産・加工・販売・観光等が一体化したアグリビジネスの展開や、先端技術を活用した新産業の育成、再生可能エネルギーの導入等により、農山漁村にイノベーションを起こし、農林漁業を成長産業化する必要。これにより、日本を元気にする。



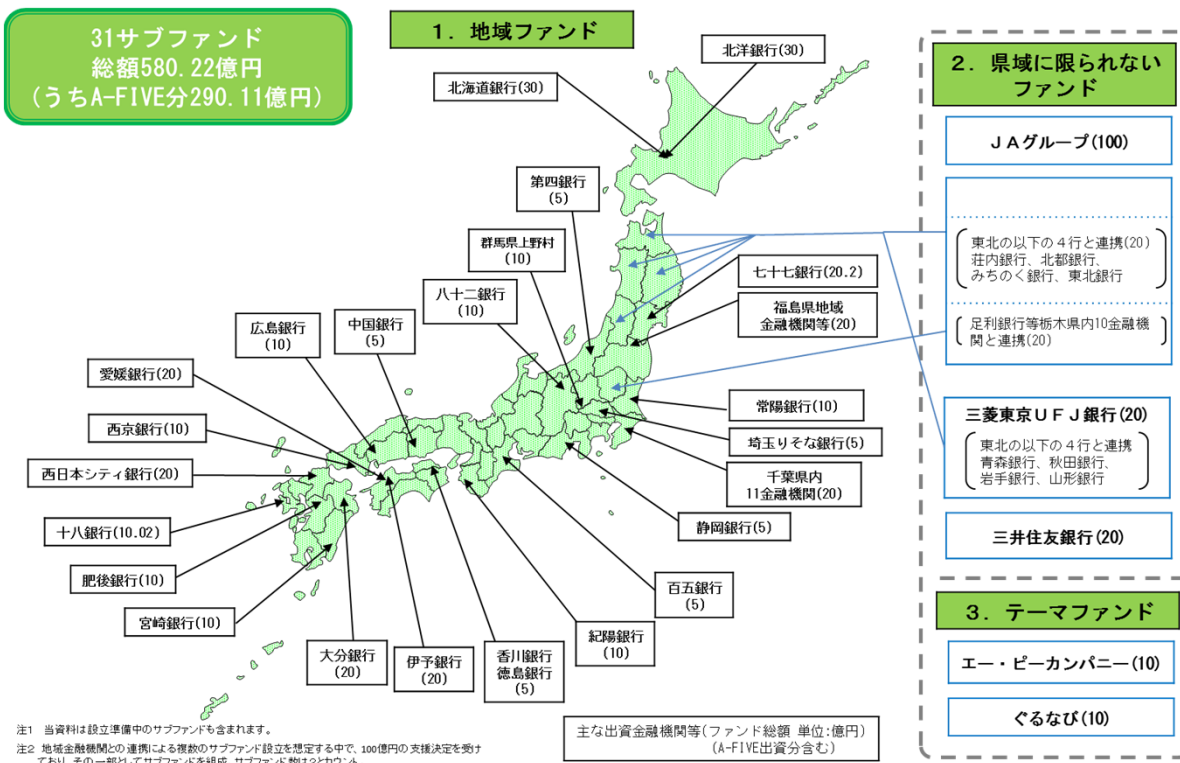
(参考) 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)について

○ 9月30日までに31のサブファンドへの出資を決定 (総額580.22億円)

農林漁業成長産業化ファンドの仕組み



サブファンドの状況(H25.9.30現在)



(参考) A-FIVE出資案件第1号グループについて

【平成25年9月2日 決定】

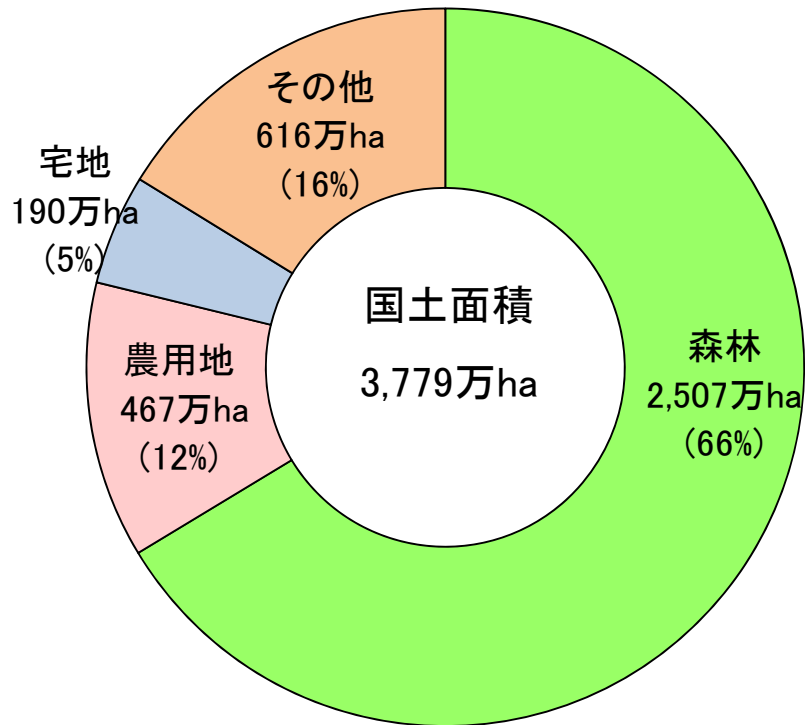
事業者名	サブファンド の主な出資者	サブファンド による出資決定額 (単位：百万円)	事業内容
株式会社 オチガビ ワイナリー OcciGabi Winery (北海道 余市町)	北洋銀行	サブファンド 76(38)※ 出資総額 152	<ul style="list-style-type: none"> ● 余市産ぶどうのみを使用した高品質・高価格のワインを製造。パートナーの都市部販売網も活用。 ● ワイナリー内に併設するレストランと売店で、地場農水産物やその加工品も販売。
ジャパン ホートビジネス 株式会社 (千葉県 富里町)	千葉銀行等 県内11金融機関	サブファンド 50(25)※ 出資総額 100	<ul style="list-style-type: none"> ● 植木、盆栽の生産者と輸出経験が豊富なパートナーとで合弁事業体を形成。千葉県を中心とした植木、盆栽生産者と連携し、中国に加えEU、北南米等の輸出も志向して新たな市場を開拓。
沖縄栽培水産 株式会社 (沖縄県 与那国町)	西日本 シティ銀行	サブファンド 40(20)※ 出資総額 80	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しい技術を沖縄県与那国島に導入することにより、高品質な車えびの周年販売を実現し、大口需要者の開拓等を通じて大消費地に販売チャネルを拡大。

※：()内はA-FIVE出資相当分

(参考) 農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入について

○ 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用に高いポテンシャルがある。農林漁業との調和を図りながら、これらを再生可能エネルギーの生産に活用し、その利益を地域に還元していく取組を地域主導で進めることにより農山漁村を元気にしていくことが重要。

○我が国の国土利用の現況



(資料)国土交通省「平成22年度土地に関する動向」
※農用地面積は、農地面積と採草放牧地面積の合計。
四捨五入の関係で内訳の和が合計と一致しない場合がある。

○農業と再生可能エネルギーの調和が図られた例

支柱を立てて営農を継続する太陽光パネル等について

- ・支柱の基礎部分を一時転用許可の対象に(3年間)
- ・周辺の営農上問題がない場合は再許可可能
- ・これにより、優良農地であっても営農を継続する太陽光パネルの設置が可能に
(平成25年3月31日付で措置)



一本脚タイプ



屋根タイプ

(4) 林野

【現状等】

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期。
- 需要に応じた国産材の供給体制が不十分。

新たな木材需要の創出

- **CLT等新たな製品・技術の普及**
 - ・ 中高層建築物の木造化に必要となる耐火・耐震性能の高い部材などの開発を促進
 - ・ 特に、国産材CLT普及のための規格・基準の整備や強度データの収集等を促進
- **公共施設等での国産材利用の推進**
 - ・ 公共施設の木造化・内装木質化の推進
 - ・ 新規用途等の開発の促進



耐火建築物の事例



内装の木質化

国産材の安定供給体制の構築

- 国産材を価格・量・品質の面で安定的に供給するための**流通体制の構築**
- **需要者ニーズに応じた製品**（品質・性能の確かな乾燥材・集成材など）の供給促進
- 施業集約化、路網整備等による**効率的な森林整備**の推進



(5) 水産

【現状等】

- 国内では水産物の消費量が急減
- 魚価の低迷や生産コストの上昇等に直面

消費者ニーズを踏まえた新たな取組の推進

- 魚を気軽に手軽に美味しく食べられる「ファストフィッシュ」商品の選定など、水産物の消費拡大の取組を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクトを引き続き展開。
- 生産者が消費者のニーズに応える商品の開発・販売を行う取組等を推進。



生産現場の強化による輸出促進

- 地域の水産関連施設の**HACCP対応・高度衛生管理型への整備を推進**
- 他省庁等とも連携を強化し、**迅速な衛生証明書発給体制を構築**
- 水産物輸出戦略の展開
（2020年までに輸出額3,500億円を目指し対象国・品目の重点化等を推進）



屋根付き岸壁整備による鳥糞等の防除を通じた衛生管理の強化

持続可能な漁業・養殖業の推進

- 生産現場における省エネの推進
- 養殖業の経営強化（行政の何らかの関与の下での生産計画の策定等の検討）
- 漁港・漁村の防災・減災対策、老朽化対策の促進
- 水産業・漁村の多面的機能を発揮する取組の展開

(参考)最近の農林水産業関係の規制改革の取組

番号	事項名	取組内容
1	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し【農地法】	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置し、地面で耕作するような施設について、農地法の一時転用許可の対象とした(平成25年3月31日、通知を发出)。
2	再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	農林水産省ホームページにおいて、再生可能エネルギーの発電適地選定の参考となる情報等を閲覧できるようにした(平成25年3月21日)。
3	再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の明確化【農地法】	第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー設備の設置が可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を发出)。
4	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の明確化【農地法】	農地法面への太陽光発電設備の設置に当たって、一定の要件を満たすときには一時転用の許可を行うことが可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を发出)。
5	再生可能エネルギー発電設備に供する場合の保安林の指定解除及び作業許可の要件の明確化【森林法】	都道府県、森林管理局及び再生可能エネルギー関係事業団体から実情把握を行い、要件を明確化(平成24年6月29日、通知を发出)。
6	小水力発電推進のための従属発電に関する登録制度の創設【河川法】	既に流水占用の許可を得ている農業用水等を利用して行う小水力発電について、従来の許可制に代えて登録制とすることとし、法案を提出(平成25年4月5日)。
7	防災集団移転促進事業に関する規制緩和【農地法】	東日本大震災の被災市町村が防災集団移転促進事業により移転元の農地を買い取る場合に、農地法の許可を不要とした(平成25年2月4日、省令改正)。
8	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化【農地法】	公道等から農地に迂回する場合の埋設管及び管理施設について、農地転用の許可を不要とする(省令改正予定)。
9	農地の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)の民間開放【農業経営基盤強化促進法】	農地利用集積円滑化団体が行う事業の一部を民間に事務委託できるようにする(平成25年4月17日、通知を发出)。
10	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化【農業信用保証保険法等】	両制度の対象業種等について事例集を作成・配布(平成24年7月31日)するとともに、相互の連絡体制を整備し、事実上のワンストップサービスを提供。
11	農業協同組合の設立認可の際の関係市町村・中央会への協議の廃止【農業協同組合法】	左記協議を廃止することとし、法案を提出(平成25年4月12日)。

(参考)「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望例

	番号	事項名	制度の現状と課題
需要コンテンツ拡大	1	水産物輸出拡大のための衛生証明書発行の円滑化【食品衛生法】	中国やロシアへの水産物輸出のためには、衛生証明書が必要であるが、これを発行する組織が国内に数か所しか存在しておらず、発行業務の円滑化が必要。
	2	うめの需要拡大のための梅酒の表示の適正化【酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律】	現行では、うめを減らし酸味料を添加した梅酒と酸味料無添加の梅酒とを区別して表示できないが、これらを区別して表示できるようになれば、うめの需要拡大につながる。
	3	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備【JAS法、建築基準法】	現行では、JAS規格及び基準強度等に係る告示の整備がされていないため、CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用できない。(※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル
	4	付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認【薬事法、健康増進法、食品衛生法、景表法】	現行では、保健機能を有する成分を含む加工食品や農林水産物については、特定保健用食品等の場合を除き機能性表示をすることができないが、表示が認められるようになれば、付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大につながる。
	5	日本の食文化を世界に広げるため、働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和【入管法】	現行では、外国人が日本料理の調理等に従事しながら技術習得のための研修を受けることを目的に入国・在留することはできないが、在留資格要件が緩和されれば、日本の食文化・食産業の海外展開の促進につながる。
バリエーションの構築	6	製造・加工や販売等を行う農業法人等における雇用労働に関する法令上の取扱いの明確化【労基法】	農業に従事する者には、労働基準法の労働時間、休日等の規定の適用が除外されているが、農業法人等の従業員が、農業のほか製造・加工や販売等にも従事する場合の取扱いが不明確。
	7	食品衛生管理者資格取得に係る負担の軽減【食品衛生法】	食品等の製造・加工には、食品衛生管理者の設置が義務付けられているが、資格取得に長期講習が必要であり、受験者の負担軽減が必要。
	8	小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化【河川法】	小水力発電に係る水利権取得の際の申請書類の簡素化や手続の迅速化が必要。
	9	小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和【電気事業法】	小水力発電施設の設置のためにはダム水路主任技術者の選任が必要であるが、選任要件が緩和されれば、農業水利施設を活用した小水力発電の推進につながる。
	10	NPO等による農林漁業体験民宿の開設を円滑にするための規制の緩和【旅館業法】	農林漁業者が農林漁業体験民宿を営む場合には、構造施設基準(床面積)が緩和されているが、NPO法人等の場合には認められていない。
11	食料品アクセス環境の改善【食品衛生法、たばこ事業法、薬事法、消費生活協同組合法】	買い物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売等が円滑に実施できるようにすることが必要。	
生産現場の強化	12	農業関連施設の開発許可申請除外の徹底【都市計画法】	市街化調整区域内に設置される農業施設については、開発許可が不要であるにもかかわらず、農業団体には許可申請を求められることがあり、法解釈の徹底が必要。
	13	無人ヘリコプターの重量規制の緩和【航空機製造事業法】	現行の規制のかからない無人ヘリは重量が100kgまでとされているが、無人ヘリによるは種・散布コストの低減のためには、この規制の緩和が必要。
	14	農業分野における外国人技能実習生の技術習得の高度化のための在留期間の延長及び制度の透明性の向上【入管法】	現行では、農業の技能実習を行う外国人の在留期間は最長で3年間とされているが、高度な技術習得のためには、在留期間の延長と、実習生の送り出し・受入れ体制のあり方を含め、制度の透明性の向上が必要。